

姫路市公告第 399号

令和 4年 8月 1日

姫路市長 清 元 秀 泰

総合評価落札方式による制限付一般競争入札について

「（仮称）道の駅姫路」造成基本設計業務委託について、総合評価落札方式による制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

記

1 入札に付する事項

(1) 業務名

「（仮称）道の駅姫路」造成基本設計業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 委託期間

契約締結日の翌日から令和5年3月24日まで

(3) 業務の概要

ア 地質調査業務

イ 路床土CBR試験

ウ 造成基本設計業務

(4) 委託料（上限額）

20,361,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(5) 支払条件

完了払い

2 入札参加資格

入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定。以下「入札制限基準」という。）に該当しない者であること。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者（以下「排除対象業者」という。）に該当しない者であること。
- (3) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）第5項の規定により令和4年度の姫路市業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること。

ア 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「各種調査計測」の詳細業種「土木コンサル関係」において競争入札に参加する資格を有する者

イ 土木コンサルタントの業種のうち、「道路」又は「都市及び地方計画」の詳細業種において競争入札に参加する資格を有する者

ウ 法人にあつては姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者、個人にあつては市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者

エ 平成24年4月1日以後において、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等をいう。）（以下「国等」という。）が発注した「道の駅（市町村長からの登録申請により国土交通省に登録されたもの又は登録申請を予定しているものをいう。以下同じ。）」の新築又は改築工事に係る設計（建築設計又は土木工事の設計に限る。）業務を元請として履行した実績があること。

オ 本業務に配置できる管理技術者（技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち、技術部門を建設部門（選択科目を「道路」又は「都市及び地方計画」とするものに限る。以下同じ。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設一般及び道路」又は「建設一般並びに都市及び地方計画」とするものに限る。以下同じ。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者

を有する者。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き3か月以上の雇用関係を有すること。

カ 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者

(ア) 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者

(イ) 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しない者

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者

ク 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者

ケ 入札に参加しようとする者との関係が次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない者

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）

）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

- a 組合とその組合員
- b 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合

3 制限付一般競争入札参加申込書等を配布する場所及び期間
別表第1第1号のとおり

4 入札参加申込み及び入札参加資格の審査

(1) 入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次号に示す受付期間に、次に掲げる書類を電子メール又は書留郵便により提出し、第2項に掲げる入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 制限付一般競争入札参加申込書（様式第1号）

イ 業務実績調書（様式第2号）

第2項第3号エに定める入札参加資格又は第9項第1号に示す評価項目に係る業務実績（最大2件まで）を記載すること。

なお、企業の実績について業務内容を確認できるものとして、一般財団法人日本建設情報総合センターの測量調査設計業務実績情報サービス（テクリス）の完了登録が確認できる登録内容確認書の写し及び内容が確認できる仕様書等の写しを提出すること。ただし、テクリスで業務内容が確認できない場合は、契約書の写し又は発注者が発行する履行証明書を提出すること。

ウ 配置予定技術者経歴調書（様式第3号）

第2項第3号オに定める入札参加資格又は第9項第1号に示す評価項目に係る保有資格及び業務について記載すること。

また、配置予定の技術者が、参加申込者と直接的雇用関係にあることを証明する資料（社会保険証の写し等）を添付すること。

なお、配置予定技術者（管理技術者又は担当技術者をいう。以下同じ）については、最大2名を限度として複数人の技術者を記載することもできる。この場合において、配置予定技術者の実績及び能力の評価については、配置予定技術者のうち、実績等が最も低いと判断される者で評価する。

エ 関連企業申告書（様式第4号）

オ 返信用封筒（返信先（参加申込者の住所及び商号又は名称）を記載し、簡易書留料金分を含む郵便料金に相当する切手を貼った長形3号封筒を書留郵便により提出すること。以下同じ。）

(2) 入札参加申込みの受付期間及び提出先

別表第1第2号のとおり

(3) 姫路市は、提出された書類により参加希望者の入札参加資格の審査を行い、その結果は別表第1第3号に記載する日を目途に制限付一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により通知する。

なお、入札参加資格を有するとの通知を受けた参加希望者が第2項第1号から第3号までに定める入札参加資格を満たさなくなった場合（以下「指名停止等に該当する場合」という。）は、入札に参加することができない。

(4) 入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認通知書にその理由を記載する。

(5) 参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について、姫路市に対し、説明を求めることができる。その場合には、別表第1号第4号に記載する日までに入札参加資格がないと認めたことに対する理由請求を書面（様式任意）にて電子メール、郵送（必着）又は持参により提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市はこれに対し、速やかに回答する。

5 書類の作成及び提出について

- (1) 提出する書類の作成に係る費用は、参加申込者の負担とする。
- (2) 提出する書類に係るファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及び作成したファイルを保存する形式は、次のとおりとし、そのうち、「Microsoft Word」又は「Microsoft Excel」を基本とする。ただし、ファイルを保存するときに損なわれる機能は、使用しないものとする。

アプリケーションソフト	ファイルを保存する形式（拡張子）
Microsoft Word	.docx
Microsoft Excel	.xlsx
PDF	.pdf

- (3) 提出する書類に係るファイルをLZH方式又はZIP方式で作成するときは、ファイルの圧縮をすることができる。ただし、自己解凍方式は、認めない。
- (4) ウィルスに感染したファイルの提出は、認めない。
- (5) 技術提案書（様式第5号、第5号の2、第5号の3及び第5号の4）の記載は、文字サイズを10.5ポイントとすること。
- (6) 提出された書類は、返却しない。

6 設計図書について

- (1) 設計図書の閲覧場所
第3項と同じ。
- (2) 設計図書に関して質問しようとする参加希望者は、別表第1第5号に記載する日時までに姫路市ホームページ
(https://www.city.himeji.lg.jp/soshiki/8-4-0-0-0_1.html) の姫路市産業局道の駅整備室（以下「道の駅整備室」という。）の「お問い合わせフォーム」により参加希望者の商号又は名称を入力した上で質問内容（設計図書の別及び該当箇所の頁数を含む。）を送信すること。

回答は、別表第1第6号に記載する日時に前号に示す場所において閲覧に供す

る。

なお、質問に対する回答は、この入札に係る設計図書の追加又は修正事項とする。ただし、質問の内容に参加希望者を特定することができる記載があるときは、回答しない。

7 契約条項を示す場所

第3項と同じ。

8 入札の方法等

- (1) この入札は、総合評価落札方式により行う。
- (2) この入札には、最低制限価格の設定はない。
- (3) 入札書は、姫路市ホームページ（姫路市役所財政局財務部契約課（以下「契約課」という。））

（<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000005401.html>）に掲載の様式を使用し、入札書及び封筒には業務名等を記入し、封筒は密封すること。

また、代理人により入札をさせる場合は、委任状（姫路市ホームページ（契約課）（<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000005401.html>）に掲載の様式）を入札書と同封すること。

- (4) 入札を辞退する場合は、事前に辞退届（様式任意）を道の駅整備室に電子メール、郵送又は持参により提出すること（入札日前日必着）。

9 総合評価に関する事項

- (1) 評価項目及び評価基準

各評価項目に係る評価基準及び配点は、別表第2のとおりとし、配点（上限）欄は各評価項目で与えられる最高点を示す。

- (2) 技術資料の作成及び留意点

ア 入札参加資格があると認められた入札参加者は、次の技術資料を総合評価落札方式技術提案書（様式第5号）に添付し、市長に提出しなければならない。

なお、書類は、電子メール又は書留郵便で提出すること。

(ア) 業務実績調書（様式第2号）

第4項第1号イにより提出するため、再度提出する必要はないが、前号に示す評価項目に係る業務実績のうち、類似業務（最大2件まで）については、別途提出すること。

なお、企業の実績について業務内容の確認できるものについては、第4項第1号イに定めるものを提出すること。

(イ) 配置予定技術者経歴調書（様式第3号）

第4項第1号ウにより提出するため、再度提出する必要はない。

(ウ) 技術提案書（実施方針）（様式第5号の2）

業務の実施方針等について、様式の片面1枚以内で記載すること。

また、参考資料を添付する場合は、技術提案書を補完する概念図、出典の明示できる図表、既往成果及び写真を用いることは差し支えないが、本業務のために作成したコンピューターグラフィックや詳細図面等を用いることはできない。（(エ)及び(カ)において同じ）。

(エ) 技術提案書（業務実施体制）（様式第5号の3）

様式の片面1枚以内で記載すること。

他の企業に当該業務の一部を再委託する場合は、再委託先又は協力先名及び再委託業務の内容を記載すること。

管理技術者及び担当技術者等の配置予定技術者以外に専門技術者の配置を予定している場合には、その旨を記載するとともに、保有資格を証明する書類（資格者証の写し等）及び参加申込者と直接的雇用関係にあることを証明する資料（社会保険証の写し等）を添付すること。

(カ) 技術提案書（評価テーマ）（様式第5号の4）

評価テーマごとに様式の片面2枚以内で記載すること。

なお、通常、一般的に実施されていると判断される提案や標準案（仕様書等）と変わらないと判断される提案は標準案と同等とし、評価しない。

(カ) 返信用封筒

イ 提出部数

原本2部（返信用封筒を含む。）及びCD-R1枚（書類一式（添付書類を含む。）のデータ（Word形式。写し等の添付書類はPDF形式）を格納したもの）

ウ 技術資料の提出期間及び提出先

別表第1第7号のとおり

(3) 評価テーマに対する提案

ア 評価テーマ1

(ア) 令和3年度に策定した「（仮称）道の駅姫路」の基本計画を基に土地収用法第16条に基づき、道の駅の整備を公共の用に供する施設として認定を受けるための課題及び留意点について

(イ) 着眼点

道の駅の用地取得を進めていくためには、土地収用法第16条に基づき、公共の用に供する施設として認定を受けることが大前提となるため、その課題及び留意点を把握し、円滑に事業進捗を図る必要があるため

イ 評価テーマ2

(ア) 道の駅の整備に当たって、敷地の造成工事及び施設の建築工事並びに周辺道路及び下水道布設工事等の関連工事の円滑な施工手順について

(イ) 着眼点

道の駅の整備では、一部重複又は錯綜する場所で複数の工事を施工することになるため、周辺交通の交通渋滞及び交通集中の発生を抑制し、安全管理上の配慮を行うとともに、騒音、振動及び粉塵等の周辺地域の環境への影響を抑制するために、円滑な施工を行う必要があるため

ウ 評価テーマ3

(ア) 道の駅の開駅に伴う国道（前面道路）の交通集中に伴う渋滞緩和のため、道の駅の駐車場への出入口の位置及び進入路の考え方について

(イ) 着眼点

道の駅の開駅に伴い、地元住民等からは交通集中による渋滞を心配する声

があることから、円滑な交通を確保するため

(4) 総合評価の方法

ア 総合評価は、技術評価点と価格評価点を合計して求めた数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

イ 技術評価点の算出方法

提出された技術資料について次項の規定に基づき実施したヒアリングの結果を踏まえ、技術資料の内容に応じて第1号に掲げる評価項目ごとに評価を行い、それぞれの評価点を合計したものを技術評価点として与える。

技術評価点の最高点数は、80点とする。

ウ 価格評価点の算出方法

当該入札参加者の入札書に記載された入札価格を対象として、次に示す方法に基づき価格評価点を算出する。

価格評価点 = (価格評価点の満点) × (最低入札価格 / 入札価格)

価格評価点の満点は、40点とする。

なお、「最低入札価格」とは、全ての入札参加者の入札価格のうち、最低の価格をいう。

エ 次のいずれかに該当する者は、失格とする。

(ア) 技術資料を提出期間中に提出しない者

(イ) 技術資料の内容が、最低限の要求要件を満たしていない者

(ウ) 技術資料に未記入等の不備がある者

(エ) 技術資料の評価において、内容が不適と認められた者

オ 入札参加者は、姫路市に対し、技術評価点について照会することができる。

その場合には、別表第1第8号に記載する日までに書面（様式任意）により電子メール、郵送（必着）又は持参により提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市はこれに対し速やかに回答するものとする。

(5) 評価内容の担保

ア 落札者は、技術資料に記載した内容に基づいて業務を行うものとし、姫路市は、適宜履行状況について確認を行う。

受託業者の責めにより提案した技術資料の内容が業務期間を通じて達成できなかった場合は、契約金額を減額変更する。

10 ヒアリングの実施

- (1) 前項の規定により提出された技術資料についてヒアリングを実施する。
- (2) ヒアリングは、配置予定技術者に対して行うものとし、第4項第1号ウの規定により提出された配置予定技術者経歴調書に記載された配置予定技術者以外の出席は認めない。
- (3) ヒアリング時の技術資料の説明に際しては、提出した技術資料のみを使用することとし、補完的な資料の提出は認めない。提出した技術資料以外の資料を使用した場合は、提出された技術資料を無効とする。
- (4) ヒアリングに出席しない場合又はできない場合は、受注意志がないものとみなし、入札を辞退したものとみなす。ただし、病気、交通機関の事故等のやむを得ない理由により出席できない場合は、その旨を理由とともに書面（様式任意）で道の駅整備室に電子メール、郵送又は持参により提出すること。

なお、緊急の場合は電話で連絡し、後日書面を提出すること。

ヒアリングの実施日は、別表第1第9号を予定している。時間、場所等の詳細については、別途通知する。ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するため、ヒアリングを中止し、他の方法に変更することがある。

11 入札及び開札の日時及び場所

別表第1第10号のとおり

12 入札に関する条件等

- (1) 郵便による入札及び電話による入札は、認めない。
- (2) 入札に当たっては、確認通知書を持参し、提示すること。
- (3) 入札書に記載する金額は、千円単位とすること。
- (4) 消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額について、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を

入札書に記載すること。

- (5) 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

1 3 入札の無効に関する事項

- (1) 次に掲げる入札は、無効とする。

- ア 入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載した制限付一般競争入札参加申込書等により入札参加を認められた者がした入札その他入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

- イ 委任状を持参しない代理人のした入札

- ウ 入札書に金額、氏名又は押印のない入札及びこれらが鮮明でない入札並びに金額を訂正した入札

- エ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

- オ 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札

- カ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札

- キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

- ク 再度入札における入札金額が、初回の入札の最低金額と同額又はこれを超えた入札

- ケ 前項第1号から第3号までに掲げる条件を満たさない入札

- (2) 第2項第3号ケに定めるいずれかに該当する複数の者のした入札は、全て無効とする。ただし、該当する者のうち、1者を除く他の全ての者が入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効としない。

1 4 入札保証金、契約保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金については、規則第5条第1項第4号の規定により免除する。
- (2) 契約保証金については、規則第29条の規定を適用する。

1 5 落札候補者

- (1) 次のア及びイの要件に該当する入札者のうち、評価値が最も高い者を落札候補者

とする。

ア 入札価格が予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）の制限の範囲内であること。

イ 技術資料が、最低限の要求要件を満たしていること。

- (2) 前号の要件を満たす者が二人以上あり、その評価値が同値となる場合は、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。さらに、評価値も同値かつ入札価格も同額の場合は、くじによって落札者を決定する。

なお、くじを引くことを辞退することはできない。

- (3) 落札候補者への連絡は、口頭、電話、FAX、電子メール等により通知するものとする。

1.6 落札等審査

- (1) 落札候補者は、次に掲げる書類（以下「落札審査書類」という。）を別表第1第11号に記載する日までに道の駅整備室へ提出し、入札参加資格に関する審査（以下「落札等審査」という。）を受けなければならない。

ア 制限付一般競争入札落札候補者審査申請書（様式第6号）

イ 姫路市税の納税証明書（公告の日以後に発行されたものの原本に限る。）

ウ 国税の納税証明書（公告の日以後に発行されたものの原本に限る。）

- (2) 落札候補者が、落札審査書類を前号に掲げる日時までに提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、入札参加資格を有していないものとし、その者のした入札を無効とする。この場合において、当該者について指名停止を行うことがある。

- (3) 落札候補者について、落札等審査の結果、入札参加資格を有していないと認められた場合、その者のした入札は無効とする。

- (4) 落札等審査の結果、入札参加資格を有していないと認められた者には、理由を付してその結果を通知するものとする。当該通知を受けた者は、その理由について、姫路市に対し、説明を求めることができる。その場合には、別表第1第12号に記載する日までに書面（様式任意）にその旨を記載し、電子メール、郵送（

必着)又は持参により提出すること。期日までに当該書面の提出があった場合は、姫路市はこれに対し、速やかに回答する。

- (5) 落札等審査の経過に対する問合せには、応じない。

1 7 落札者の決定

- (1) 落札候補者が前項第2号及び第3号のいずれにも該当しない場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるため、契約の相手方として著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。
- (2) 前号の規定により落札候補者を落札者としなかった場合は、次順位者から順次前項に規定する落札等審査を行い、落札者が決定するまで落札等審査を行うものとする。
- (3) 落札者が正当な理由なく契約を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。落札候補者が正当な理由なく落札者となることを辞退した場合も、同様とする。
- (4) 落札決定から契約締結までの間に、落札者が入札制限基準若しくは排除対象業者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (5) 落札者は、契約の締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書(姫路市ホームページ(姫路市役所財政局財務部契約課)(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000005495.html>))を市長に提出しなければならない。
- (6) 契約相手方名、契約日、契約金額及び審査結果(以下「審査結果等」という。)については、別表第1第13号に記載する日を目途に姫路市ホームページに掲載する。

1 8 再度入札に関する事項

- (1) 再度入札の回数は1回とし、初回の入札において落札候補者がいない場合は、直

ちに再度の入札を行う。

- (2) 初回の入札において落札候補者がある場合において、前項の規定により当該落札候補者を落札者としなかったときは、日を改めて再度入札を行うことがある。
この場合において、当該落札候補者は、再度入札には参加できない。
- (3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者及び初回の入札で無効とされた者は、参加できない。

1 9 配置予定技術者について

- (1) 配置予定の技術者については、やむを得ない理由（死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等をいう。）の場合を除き、契約期間中は変更することを認めない。
- (2) 入札参加申込後、入札までの間に配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札を辞退すること。

別表第 1

(1)	参加申込書等の配布期間 及び配布場所	公告の日から令和 4 年 8 月 1 0 日まで 姫路市ホームページで配布 (https://www.city.himeji.lg.jp/soshiki/8-4-0-0-0_1.html)
(2)	入札参加申込の受付期間及 び提出先（郵送先及びメー ルアドレス）	公告の日から令和 4 年 8 月 1 0 日まで 郵便番号 6 7 0 - 8 5 0 1 姫路市安田四丁目 1 番地 姫路市産業局道の駅整備室 電話番号 0 7 9 - 2 2 1 - 1 5 4 9 メールアドレス michinoeki@city.himeji.lg.jp
(3)	確認通知の日	令和 4 年 8 月 1 6 日
(4)	入札参加資格がない理由に ついて説明請求の期限日及 び提出先	令和 4 年 8 月 1 9 日まで (2)と同じ。
(5)	設計図書に関する質問期間	公告の日から令和 4 年 8 月 1 0 日午後 5 時まで
(6)	設計図書に関する質問の回 答の日時	令和 4 年 8 月 1 6 日午後 4 時
(7)	技術資料の提出期間及び提 出先	公告の日から令和 4 年 8 月 1 9 日まで (2)と同じ。
(8)	技術評価点の照会請求の期 限日	令和 4 年 9 月 3 日
(9)	ヒアリングの実施日	令和 4 年 8 月 2 4 日及び 8 月 2 5 日
(10)	入札及び開札の日時及び場 所	令和 4 年 8 月 2 9 日 午前 1 1 時 姫路市安田四丁目 1 番地 姫路市役所 北別館 2 階 2 0 5 会議室
(11)	落札審査書類の提出期間及	令和 4 年 9 月 2 日正午まで

	び提出先	(2)と同じ。
(12)	入札参加資格を有していない理由について説明請求の期限日及び提出先	令和4年9月6日正午まで (2)と同じ。
(13)	審査結果等の公表の日	令和4年9月6日